

広島県告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、大崎上島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、大崎上島町長から届出があつた。

平成二十一年一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

		上				下	
木江	大字	欄		木江	大字	欄	
柿之浦	字			都志阿納	字		
				地 番			
				丙一四二の一、丁一四二の一、一四二の二、 丙一四二の二、丁一四二の二、一四二の三、 丁一四二の三、一四二の四、丁一四二の四、 一四二の五、丙一四二の六、丁一四二の一二 及びこの区域に隣接・介在する里道の全部			